

東海市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第 36 号

東海市火入れに関する条例の一部を改正する条例

東海市火入れに関する条例（昭和 59 年東海市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、東海市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲にある土地における火入れに関し」を削り、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 3 条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「すべてに」を「いずれにも」に改める。

第 4 条第 2 項中「交付するものとする」を「交付しなければならない」に改める。

第 14 条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。